

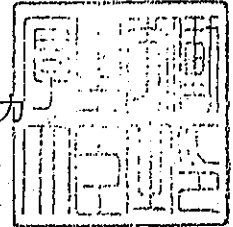
厚生労働省発食安第1017001号

平成 15 年 10 月 17 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力

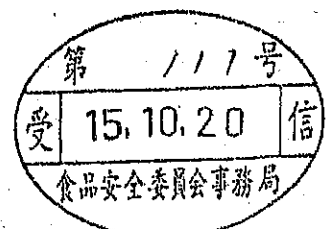


食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号、第6号、第10号及び第3項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号。以下「改正法」という。）第2条による改正後の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第9条第1項の規定に基づき病肉等の販売禁止の範囲を定めること。
- 2 改正法第6条による改正後のと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条第6項第2号及び第3号の規定に基づき、獣畜のとさつ又は解体の検査の範囲を定めること。
- 3 改正法第8条による改正後の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第15条第4項第2号及び第3号並びに第19条の規定に基づき、食鳥検査の範囲及び食鳥検査に合格しなかった食鳥等の措置方法を定めること。
- 4 と畜場法第16条の規定に基づく食用に供することができない等の獣畜についての措置を定めること。

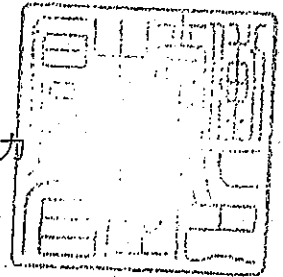


厚生労働省発食安第 1020001 号
平成 15 年 10 月 20 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



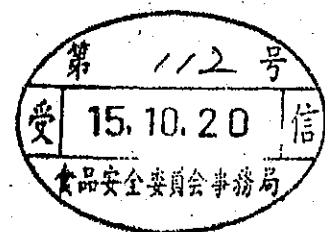
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 6 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、あわせて、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、使用基準及び成分規格を設定すること。

ナタマイシン



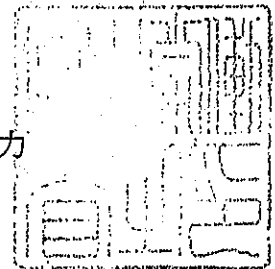
厚生労働省発食安第 1020002 号

平成 15 年 10 月 20 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



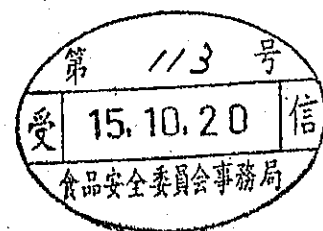
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 6 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、あわせて、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、使用基準及び成分規格を設定すること。

ナイシン



厚生労働省発食安第 1020003 号

平成 15 年 10 月 20 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 6 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、あわせて、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、使用基準及び成分規格を設定すること。

亜酸化窒素



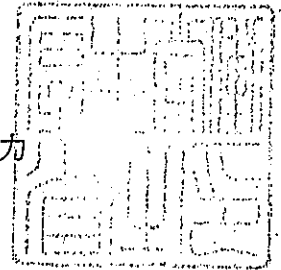
厚生労働省発食安第 1020004 号

平成 15 年 10 月 20 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる添加物の使用基準を改正すること。

亜塩素酸ナトリウム

